

# 参 照 資 料

# 目 次

1 . 公益性の考え方・判断要件のあり方（総論）	3～4
2 . 公益性の考え方	5～19
（1）公益性を有する非営利法人の捉え方	5～10
（2）公益性を有する非営利法人の目的	11～12
（3）公益性を有する非営利法人の事業	13～19
3 . 判断要件のあり方	20～34
[ 公益性を有すると判断する際の要件 ]	20～28
（1）法人の目的に係る判断要件	20～21
（2）法人の事業に係る判断要件	22～28
法人の目的との関係及び事業内容の明確化について	22
営利企業として行うことが適当な事業との関係について	23
公益的な事業の規模等について	24～26
収益的な事業の業種について	27
公益的な事業以外の事業に伴う利益の公益的な事業への使用について	28

[ 公益性が維持・確保されるための要件 ] .....	29 ~ 30
( 2 ) 法人の事業に係る判断要件 .....	29 ~ 30
活動実績を踏まえた判断について .....	29
受入寄付金について .....	30
[ その他 ] .....	31 ~ 34

## 1. 公益性の考え方・判断要件のあり方（総論）

議論の中間整理（平成 16 年 3 月 31 日公益法人制度改革に関する有識者会議）概要（抜粋）

### 3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

#### （2）基本的考え方

- ・ 下記の 2 つの考え方に基づき、異なる種類の仕組みが考えられる。

[考え方 A - 公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]

（公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みを規定。

判断主体については、主務官庁制の縦割りの弊害を避け、公益性を統一的に判断し得る、中立で第三者的な、又は、単一の公的機関を念頭に、さらに検討。）

[考え方 B - 税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない]

（税制上の効果の重要性に鑑み、課税庁が公益性の観点から課税の取扱いを判断。）

#### （3）今後の検討課題

- ・ 上記の 2 つの考え方を基に、以下の仕組みのあり方に係る論点のほか、公益性を取り扱う仕組みの効果、現行の民法・公益法人に係る指導監督基準等の関連規定及び公益法人等の実態を踏まえ、さらに検討。

##### 公益性の考え方

- ・ 不特定多数人の利益を図ることをどの程度厳格に求めるか
- ・ 不特定少数人の利益についてどのように位置付けるか

##### 判断要件のあり方

###### [ 検討の視点 ]

- ・ 裁量の余地の少ない客観的で明確な要件の必要性
- ・ 時代の変化に応じて適切に見直し得る必要
- ・ 要件の法定化のあり方
- ・ 法人を目的、事業及び規律の面から捉え、 )公益性の有無を判断する際の要件と、 )公益性の維持・確保のための要件に分けて検討
- ・ 形式要件に加え、いずれかの段階で法人の実績を要件とする必要性

###### [ 検討課題 ]

- ・ 数値的基準の要否を含めた具体的な要件のあり方
- ・ 当初段階の要件として、どの程度の事業計画や予算上の裏付けを求めるか
- ・ 公益性の判断が出来るだけ早期に行われるなど申請者の視点に留意した手続きのあり方
- ・ 活動実績の要件をどの段階で求めるか
- ・ 法人や事業の規模に配慮した要件、地方における公益性判断の仕組みに応じた要件の要否
- ・ 残余財産の帰属のあり方（社員への分配を禁止する方向）

有識者会議第4回会合 星野名誉教授ヒアリング

(3)「公益性」の判断は、各法人の個々の事業について行えば足りるか

これは、かなり議論があるところです。この方がいいという考え方も勿論あります。指定寄付金に関するやり方ではありますが、法人全般についての「公益性」の認定のやり方としては極めて煩雑なやり方だと思います。

租税優遇措置とか、指定寄付金についてはこれでいいのかもしれませんが、公益法人についてガバナンス等において特別の規定がなされることや、まして残余財産の分配の問題を考えると、それぞれの法人について、各法人につき公益事業とそうでない事業とを分けなければならないこととなります。これは現在のNPO法人でもある程度なされておりますけれども、一般に広げることになると、大変難しい、煩雑ということになりそうです。

第1に、1つの法人において公益性がある事業と、そうでない事業とが正面から併存することになります。

そして、公益性のある事業について今のようにすることにしますと、非営利法人のすべてについて、公益事業についてはそうすべきだということになります。

中間法人においても、公益的な事業をすることは構わないわけです。さらには、営利法人の行う事業についても同じです。一方で優遇措置を講じ、他方でガバナンスなどはより厳しい規定に従うこととなります。そうしないと、衡平を失することとなります。それなら、優遇措置はいらぬから、ガバナンスも厳しいものを適用しないでくれ、そこから得られた利益も配当させてくれ、などと言わせるのは適当ではないでしょう。

以上の2つの点で、今よりはるかに - 数倍も煩雑になり、もちろん官庁にはできませんし、させてもなれない。私的機関でも無理でしょう。つまり、それはとても難しいと思います。やはり公益法人という一つの型を作って、一定の型の法人について全面的にそれらの措置を適用するほかないと思われそうです。

## 2. 公益性の考え方(1) 公益性を有する非営利法人の捉え方

有識者会議第4回会合 星野名誉教授ヒアリング

(2) 資料における「定義の仕方」「目的の考え方」「公益性を有するものと判断するための要件」の関係

「資料」には定義、目的、要件の3点に分けて書かれていますが、第1に、「公益性を有する非営利法人の定義」と、「非営利法人が公益性を有すると判断するための要件」とは、実質的には同じ内容の問題です。定義はきちっとした抽象的なものとし、定款の必要的記載事項、登記事項でさらに詳しく書き、法人となったときにはこうこういう規定に従う、という3段階の規定の仕方が現行法の仕方で、3種の規定の割振りは、どの種の規定をどこに置くかという立法技術の問題です。もちろん、法律はできるだけ素人に分かりやすく書くべきですが。したがって、これはまとめて検討できると思います。

次に、「定義」と「目的」とが分かれて書かれておりますけれども、法律に一定の種類の人々の定義を書くか、それを書かないで一定の目的の団体が法人となれるという、民法のような書き方をするかは、書き方の問題にすぎないものです。最近の法律では定義規定を置くことが多いようです。中間法人、NPO法人のどちらもそうです。しかし、大事なことは「目的」です。

法人制度研究会報告書(平成11年9月 法人制度研究会)

### 第2 現行法人法制の概要等

#### 1 現行法人法制の概要

(注1)

法人制度において、「目的」という概念は、多義的に用いられている。

「営利ヲ目的トセサル」(民法第34条)又は「営利ヲ目的トスル」(民法第35条)という場合の「目的」は、いわば、法人の行う事業の終局の目的を意味するものといえる。民法起草者の一人である梅謙次郎は、「鉄道会社ノ如キハ其事業ハ固ヨリ公益事業ナルモ之ニ由リテ社員ノ財産上ノ利益ヲ図ルモノナルカ故ニ営利法人ナルカ如シ」と説明している(梅謙次郎・民法要義巻ノ一(訂正増補第25版、明治39年)85頁参照)。

また、「法人の目的」という場合の「目的」が、法人の行う事業そのものを意味する場合もある。この用例によるものとしては、民法第37条第1号、第43条、商法第63条第1号、第166条第1項第1号等の「目的」がある。

なお、公益法人の定款の記載の実例においては、民法第37条第1号の「目的」を、当該法人が達成しようとする抽象的な公益目的と、を達成するための事業とに分ち、前者( )を「目的」の見出しの下に、後者( )を「事業」の見出しの下に、それぞれ記載する例が多いようである。この用語法によるときは、の「目的」のみからは、法人の能力の範囲(民法第43条参照)が明らかにならないため、登記簿上の目的の記載については、具体的に事業内容を記載することとなる(昭和28年10月15日付け法務省民事局長通達、登記研究72号34頁参照)。

民法(民法第一編第二編第三編)(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

別表（第二条関係）

一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

二 社会教育の推進を図る活動

三 まちづくりの推進を図る活動

四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

五 環境の保全を図る活動

六 災害救援活動

七 地域安全活動

八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

九 国際協力の活動

十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

十一 子どもの健全育成を図る活動

十二 情報化社会の発展を図る活動

十三 科学技術の振興を図る活動

十四 経済活動の活性化を図る活動

十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

十六 消費者の保護を図る活動

十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

【諸外国の例】

イギリス（イングランド・ウェールズ） 1601年公益ユース法（the Charitable Uses Act 1601）前文

- (1) 高齢者、虚弱者及び貧困者の救済
- (2) 傷病兵士、学校、大学生への援助
- (3) 橋、港、道路、教会、堤防、幹線道路の補修
- (4) 孤児の教育及び就職
- (5) 矯正施設の維持援助
- (6) 貧民女子の結婚
- (7) 年少の労働者等の援助
- (8) 囚人、捕虜の救済・救出
- (9) 生活困窮者の租税支払いの援助

イギリス（イングランド・ウェールズ） 1891年ペムセル判決

- (1) 貧困の解消
- (2) 宗教の振興
- (3) 教育の振興
- (4) その他

イギリス（イングランド・ウェールズ） 2002年内閣府戦略ユニット「民間活動と公益」(Strategy Unit, “Private Action, Public Benefit, ”)及び

2003年内務省「チャリティと非営利活動：その最新法制度の枠組み」(Home Office, “Charities and Not-for-Profits: A Modern Legal Framework, ”)

- (1) 貧困の防止および救済
- (2) 教育の振興
- (3) 宗教の振興
- (4) 健康の増進
- (5) 社会および地域社会の振興
- (6) 文化、芸術および文化遺産の伝承ならびに科学の振興
- (7) アマチュアスポーツの振興
- (8) 人権の擁護、紛争解決および紛争調停
- (9) 環境の保全および改善の振興
- (10) 動物愛護の推進
- (11) 社会的住宅の供給
- (12) その他地域社会に有益な目的



アメリカ カリフォルニア州法人法 (California Corporation Code)

表題第 1 法人 第 2 部 非営利法人法 (Nonprofit Corporation Law) 第 2 編 非営利公益法人 (Nonprofit Public Benefit Corporations)

第 1 章 機関及び付属定款 第 3 節 法人の定款

第 5130 条 (名称、目的、設立代表)

本編による法人設立の際の定款は、次のように記載するものとする。

(a) 法人の名称

(b) 次の文言

「この法人は非営利公益法人であり、営利を目的として設立されるものではない。この法人は非営利公益法人法の下で、(公益 (public) 若しくは慈善 (charitable) [一方若しくは双方の目的] を記入する) の公益目的実現のために設立される。」

(目的が公益目的と記載されている場合、定款には法人の詳細な目的説明を記載するものとする。他の全ての場合においては、定款には法人の詳細な目的の説明を記載することができる。)

(c) 第 6210 条 (b) 項による法人設立時の設立代表のこの州にある住所及び氏名

(出典：全訳カリフォルニア非営利公益法人法 雨宮孝子他 信山社)

アメリカ 内国歳入法第 501 条 (c)(3) (Charitable Organization) の規定

- ・ 以下の目的で組織・運営している法人、共同募金、基金、財団で、  
もっぱら宗教、慈善、科学、公共安全の検査、文学、教育、又は国内又は国際的なアマチュアスポーツ競技 (スポーツ施設、用具の支給に関わらない場合) の促進、児童及び動物の虐待防止を目的
- ・ 出資者、個人に利益を還元しない。
- ・ 立法 (501 (c)(h) 項目に規定される活動を除く) に対する宣伝活動、それに類する活動をしない。
- ・ 上記に対する参加・介入 (声明の発行、配布も含む) をしない。
- ・ 公職の候補者のため (または反対のため) に政治的なキャンペーンをしない。

(出典：海外における NPO の法人制度・租税制度と運用実態調査 経済企画庁国民生活局編)

## ドイツ 租税基本法 (Abgabenordnung)

### 第2編 租税債務法 第3章 租税優遇目的

#### 第51条 一般規定 (Allgemeines)

法律が、排他的かつ直接的に公益目的、慈善目的または教会目的（以下租税優遇目的という）を遂行する団体に対して租税優遇を認めているときは、以下の規定を適用する。団体とは、法人税法で定める団体、人的結合体および財産集団をいう。団体の従属的機能部分（部門）は、独立の納税主体ではない。

#### 第52条 公益目的 (Gemeinnützige Zwecke)

- (1) 団体の活動が、経済的、精神的または道徳的分野において私利目的なしに公共性を助成することを追求するときは、その団体は公益目的を有する。助成が特定の範囲の人に明白に限定されているとき、例えば家族の一員、企業の従業員、または特に一定の空間的・職域的特長により限界づけられる結果小規模であり続けるもの、これらには公共性の助成は認められない。
- (2) 第1項の条件を満たすときは、特に次のものが公共性の助成と認められる。
  1. 学問と研究、教育と育成、芸術と文化、宗教、国際間の協調、開発援助、環境・景観および記念碑の保護ならびに郷土思想の助成。
  2. 青少年援助、高齢者援助、公衆衛生制度、社会福祉制度およびスポーツの助成。チェスはスポーツと看做す。
  3. 本法の適用区域内における民主的国家制度のための一般的助成。但し、一部の民族の特定の個別利益を追求する努力または地方自治の範囲に限定される努力は、これに入らない。
  4. 動物飼育、植物栽培、小菜園業、カーニバル・ファストナハト・および謝肉祭を含む伝統行事、軍人および予備役軍人の世話、アマチュア無線、模型飛行機ならびに犬のスポーツの助成。

#### 第55条 私利目的のないこと (Selbstlosigkeit)

- (1) 助成または支援が、自己の経済目的 - たとえば、営業目的またはその他の営利目的 - を主たる目的とせず、次の条件を満たすときは、私利目的を有しない。
  1. 団体財産は、定款に定める目的のためにのみ使用される。構成員または社員（以下この規定では、構成員という）は、利益持分および構成員であることを利用した団体の財産からのその他の出捐を受けてはならない。団体はその財産を直接であれ間接であれ、政党を支援または助成するために使用してはならない。
  2. 団体からの脱退または団体の解散もしくは廃止の場合、構成員は払込済資本持分額および給付済現物出資の通常価額をこえて返還を受けてはならない。
  3. 団体は、団体の目的外の支出または不当に高額な報酬により、いかなる者をも優遇してはならない。
  4. 団体が解散もしくは廃止する場合、またはこれまでの団体目的を廃止する場合で、団体の財産が、構成員の払込済資本持分額および構成員の給付済現物出資の通常価額を超えるときは、財産を租税優遇目的のためにのみ使用することができる（財産拘束の原則）。その条件は、その財産が他の租税優遇団体または公法上の団体に、租税優遇目的のために譲渡されるときも満たされることになる。
- (2)・(3) (略)

第 56 条 排他性 (Ausschlieslichkeit)

排他性とは、団体が、定款上の租税優遇目的のみを追求することをいう。

第 57 条 直接性 (Unmittelbarkeit)

(1) 団体が、定款上の租税優遇目的を自ら実現するとき、団体はその目的を直接追求していることになる。この目的は、特に団体と補助者との間に法律上・事実上の特別な事情があり、補助者の行為が、団体自身の行為と認められるような場合には、補助者により行うことができる。

(2) 租税優遇団体を統合している団体は、租税優遇目的を直接遂行している団体と同じに扱われる。

(出典：ドイツのNPO法規定 協同組合法研究会 青山法学論集第 39 巻第 2 号)

## 2. 公益性の考え方(2) 公益性を有する非営利法人の目的

有識者会議第4回会合 星野名誉教授レジュメ

「社員及び役員以外の不特定多数人の利益を図ることを目的とし、かつ営利を目的としないもの」を「公益法人」とする。「公益法人は、その行う公益活動を遂行するために必要な限りにおいて、社員、役員その他当該公益活動に参加する者の能力の向上、社員の懇親、同種の公益法人との連絡その他の事業」を行なうことができる。

公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」。)

### 1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針(平成8年12月19日公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」。)

- (1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。  
本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適当という意味である。
- (2) 公益法人は、本文(1)(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4.の理事の構成等の要件を満たす必要がある。

民法(民法第一編第二編第三編)(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

第三十四条 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

## 2 . 公益性の考え方 ( 3 ) 公益性を有する非営利法人の事業

指導監督基準

### 2 . 事業

( 1 ) 公益法人の事業 ( 付随的に行う収益を目的とする事業を除く。 ) は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の 2 分の 1 以上であるようにする。

当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。

事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。

営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

## 運用指針

- (1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。
- 公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない(本基準1.参照)。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。
- (2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる(民法第71条)。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。
- (3) 本文(1) - ~ を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。
- 公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1) - ~ を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。
- したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1) - ~ のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額(支出合計額+次期繰越収支差額。以下同じ。)の2分の1以上である必要がある(なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。)
- (4) 本文(1) - ~ を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大(又は、このような事業以外への支出を削減)するように指導する必要がある。
- (5) 本文(1) - について、「事業内容が・・・具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。
- (6) 本文(1) - について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

## 指導監督基準

### 2. 事業

- (2) 事業内容が、社会経済情勢の変化により、営利企業の事業と競合し、又は競合しうる状況となっている場合には、公益法人としてふさわしいと認められる事業内容への改善等に向けて次の措置を講ずる。

事業の運営等について、対価を引き下げる、不特定多数の者を対象とする等により公益性を高めること。

新たに公益性の高い事業を付加すること。

### 運用指針

- (1) 「公益」の内容については、時代とともに変化するものと考えられる。したがって、公益法人の設立当時には公益目的として社会的に評価されていた事業でも、社会経済情勢の変化により、そのような事業が営利企業の事業として成立するものとなり、営利企業による同種の事業が著しく普及したり、また、営利企業の事業として成立するものと考えられるため、多くの営利企業がその事業への参入を求めている状況になることがある。このような場合においては、公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合、又は競合しうる状況となっていると考えられる。
- (2) 公益法人の目的事業が営利事業と競合等している場合には、目的は公益的であるが、事業の種類、内容、実施方法等が営利事業と競合等する状況になっている場合  
目的そのものが公益目的と評価されなくなった場合  
の2種類があると考えられる。
- (3) 本運用指針(2) - の場合には、事業の運営等に当たり、(対価を伴う公益事業の場合においては)対価を引き下げたり、サービスの内容を社会的な弱者に有利な方向に変える等により、当該事業の公益性を高める必要がある。なお、対価の引下げについては、その事業の受益対象を拡大するためのものであることが必要であり、かつ営利企業と不公正な価格競争を引き起こすものであってはならない。
- (4) 本運用指針(2) - の場合には、公益性の向上は困難であり、社団法人においては、目的を変更するか新たな公益性の高い事業を付加する必要があり、また財団法人においては、公益法人としての任務が終了したと見なすべきである。



## 指導監督基準

### 2. 事業

- (5) 対価を伴う公益事業については、対価の引下げ、対象の拡大等により収入、支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにすること。

### 運用指針

- (1) 公益法人の運営は、社団法人であれば会費収入、財団法人であれば基本財産からの財産運用収入により賄われることが望ましい。しかしながら、物価水準や金利等の社会経済情勢の変化や、会員数の増減等の法人に関する状況の変化に伴い、このような収入だけでは公益事業を継続して行うことが困難となる場合がある。
- (2) このような場合があることを考えると、公益法人が行う本来の公益事業についても、受益者に対して公益事業に要する費用の負担を求めることもやむを得ない。しかしながら、受益者に対して対価を求める場合であっても、その事業の収入、支出は均衡することが望ましく、仮に利益が生じる場合であっても、当該法人の健全な運営に必要な額にとどめなければならない。
- (3) 仮に、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じている場合には、対価の引下げ、受益対象の拡大等を図ることにより、収入、支出の均衡を図らねばならない。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 （略）

別表 （第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

## 指導監督基準

### 2. 事業

- (6) 公益法人が収益事業（付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

#### 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

#### 業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

#### 利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

### 運用指針

- (1) 公益法人は、その制度の趣旨から、公益活動を積極的に行わなければならないが、法人の健全な運営を維持し、十分な公益活動を行うための収入も確保する必要がある。この収入を確保する一つの方法として、収益事業を行うことが考えられる。
- (2) 法人税法施行令第5条第1項においては、公益目的、付随的目的の如何にかかわらず、収益事業として33業種が定められているが、本基準で示している収益事業とは、収益を目的として付随的に行う事業である。したがって、両者の概念は同一のものではない。
- (3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。
- (4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。

また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。

これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。

したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

i) 風俗関連営業、 ) 高利の融資事業、 ) 経営が投機的に行われる事業

収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

このほか、収益事業が公益事業を阻害することがないように、収益事業の実態に応じ、適切な指導を行う必要がある。

### 3. 判断要件のあり方 (1)法人の目的に係る判断要件(不特定多数人の利益の実現について)

#### 指導監督基準

##### 1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするものでなければならず、次のようなものは、公益法人として適当でない。

- (1) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とするもの
- (2) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とするもの
- (3) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの

#### 運用指針

- (1) 公益性について厳密に定義づけることは困難であるため、本基準においては、十分な公益性が認められないものを例示している。  
本文中、公益性の一応の定義として「不特定多数の者の利益」と規定しているが、これは厳密に不特定かつ多数の者の利益でなくてはならないとの意味ではなく、受益対象者が当該公益法人の構成員等特定の者に限定されている事業を主目的とするものは、公益法人としては不適当という意味である。
- (2) 公益法人は、本文(1)、(2)については、これを従たる目的とすることは認められるが、本文(3)については、これを従たる目的とすることも認められない。
- (3) 本文(2)については、法人の構成員となること自体は特定の者に限定されていても、不特定多数の者の利益を実現することを目的としている限りにおいては、公益法人として認められる。ただし、そのような場合であっても、本基準4.の理事の構成等の要件を満たす必要がある。
- (4) 本基準については、既存の公益法人にも適用される。したがって、既存の公益法人であって、本基準からすると、公益法人の目的として適当でないものを目的とするもの(例えば、本文(1)~(3)に該当するものを目的としているもの)に対しては、各官庁が本基準に適合するよう指導することとなる。ただし、既存の公益法人の中で、本基準に適合するような目的に変更することが不可能な場合には、本基準8.経過措置に示した要件を満たすことにより、当面その存在は認められる。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 （略）

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 3. 判断要件のあり方 (2) 法人の事業に係る判断要件 (法人の目的との関係及び事業内容の明確化について)

#### 指導監督基準

#### 2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。

事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。

#### 運用指針

(1) 公益法人の行う公益活動は、教育、芸術、環境保護、福祉、国際関係など極めて多岐にわたっている。

公益法人の行う事業の範囲及び種類は、定款又は寄附行為に示されているところであるが、定款又は寄附行為に列挙されている事業すべてが、公益法人が本来行うべき事業として適切なものではなく、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業や付随的な収益事業が含まれていることがある。しかしながら、特定の者の福利厚生等共益的な性格の事業は、公益法人の主たる目的として行うことは適当でない(本基準1.参照)。また、付随的な収益事業は、公益法人本来の事業ではない。

(2) 社会、経済の変化、法人の成熟等に応じ、目的を達成するため、新たな事業を行う必要が生じる場合も考えられる。判例によれば、公益法人の場合には行為能力の範囲を営利法人の場合よりも厳格に解し、定款又は寄附行為に具体的に示された事業以外の事業を行ってはならないこととされている。また、法人がその目的以外の事業を行った場合は、設立許可取消の原因にもなる(民法第71条)。したがって、既存の公益法人が、新しい事業を行おうとする場合には、当該事業が目的の範囲内のものかどうかを確認し、必要に応じて定款又は寄附行為に新しい事業を追加するよう指導する必要がある。

(5) 本文(1)- について、「事業内容が・・・具体的に明確にされていること。」とは、主たる、あるいは近い将来行うことが予定されている事業内容が具体的に明確にされていることという意味であり、当該法人が行う事業が細部にわたって全て網羅されている必要はない。

NPO法の運用方針について(以下「NPO法運用方針」という)

#### [ 認証基準 ]

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

### 3. 判断要件のあり方 (2) 法人の事業に係る判断要件 ( 営利企業として行うことが適当な事業との関係について )

#### 指導監督基準

#### 2. 事業

(1) 公益法人の事業 ( 付随的に行う収益を目的とする事業を除く。 ) は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

#### 運用指針

(6) 本文(1) - について、社会通念上、営利企業として行うことが適当と考えられる性格、内容の事業を主とすることは公益法人として妥当ではない。

#### フランスの事例

フランスにおいては、税務署が事後的に免税団体を認定する際、「一般企業との競合関係がない」ことを判断基準としている。

#### [ 競合性 ]

同一の分野において同一の活動を行っている営利企業・組織との比較において行われる。例えば、旅行業といった全般的なカテゴリー内での比較ではなく、こうしたカテゴリー内で、子供向けの旅行業か老人向けの旅行業かといったように細分化した上で比較が行われる。

また、競合関係があったとしても、4 Pの基準 ( 製品 (produit)、 受益者 (public vise)、 価格 (prix)、 公告 (publicite) ) を総合勘案して判断している。4 Pの基準は ~ の順で重要度が高いものとなっている。

#### [ 製品 ]

市場によっては充足されない、あるいは不十分にしか充足されない需要を満たすための活動は公益性を有し得る。

#### [ 受益者 ]

その経済的・社会的状況に鑑み特段の恩典を付与することが正当化される者 ( 特に失業者、身障者 ) の利益のために主として行われる対価を伴う行為は公益性を有し得る。

#### [ 価格 ]

営利企業による努力との比較において受益者によるアクセスを容易にするために行っている努力を評価するものであるが、とりわけ、同様の性質のサービスにつき明らかに下回る価格であるかによって評価される。価格が下回っているという状況は、ボランティアの提供、贈与等によるファイナンスによる営業コストの圧縮といった経営方法に起因するものでなくてはならない。

#### [ 公告 ]

公告のメッセージの内容、広告の媒体が、団体が対象としている特定の受益者に対するものであるよう選ばれているかが考慮される。



### 3. 判断要件のあり方 (2)法人の事業に係る判断要件(公益的な事業の規模等について)

#### 指導監督基準

#### 2. 事業

(1) 公益法人の事業(付随的に行う収益を目的とする事業を除く。)は、次の事項のすべてに適合していなければならない。また、これらの事項に適合する事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上であるようにする。

当該法人の目的に照らし、適切な内容の事業であること。

事業内容が、定款又は寄附行為上具体的に明確にされていること。

営利企業として行うことが適当と認められる性格、内容の事業を主とするものでないこと。

#### 運用指針

(3) 本文(1) - ~ を満たすような事業の割合は、公益法人の趣旨から、大きければ大きいほどよいが、管理費等運営に必要な経費の面から一定の制約がある。

公益法人の当期支出合計額は、収支計算書において公益事業費のほか、管理費、固定資産購入支出、収益事業費等に区分され、総収入額との差額は、次年度に繰り越される。このうち、管理費は、事務所の維持管理費、(管理部門の)役員及び職員の報酬、給与等法人の内部に還元される性格の強い支出であることから、できる限り抑制する必要がある。また、基本財産以外の固定資産の購入のための支出も、本文(1) - ~ を満たす事業に対する支出が不十分である場合には、抑制されるべきである。

したがって、公益法人の事業として適切と考えられる本文(1) - ~ のような事業の規模は、管理費が公益事業の実施に不可欠な場合を除いて、可能な限り総支出額(支出合計額+次期繰越収支差額。以下同じ。)の2分の1以上である必要がある(なお、この例外と考えられるものとしては、基本財産充実のための一時的な支出があった場合等が考えられる。)

(4) 本文(1) - ~ を満たす事業の規模が総支出額の2分の1未満の公益法人については、当該法人の実態を踏まえつつ、このような事業を拡大(又は、このような事業以外への支出を削減)するように指導する必要がある。

#### 指導監督基準

#### 2. 事業

(6) 公益法人が収益事業(付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

#### 規模

収益事業の支出規模は、公益事業の適正な発展のため、主として公益事業費を賄うのに必要な程度でかつ当該公益法人の実態から見て適正なものとし、可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめること。

### 運用指針

- (3) 付随的に行う収益事業については、そもそも法人の目的以外の事業であり、行ってはならないとする考えもあるが、公益法人の目的を実現するための事業という趣旨を広く解釈すれば、法人運営の実態から見て、あくまで付随的な活動として行うことは認められている（法務省における有権解釈昭和35年10月7日付民事甲第2531号）ところである。
- (4) ただし、公益法人は、公益を目的として主務官庁から設立許可されているものであり、またそれ故一定の社会的信用を得るとともに、税制面等で種々の優遇措置が講ぜられるものであることから、おのずからその範囲には制約がある。
- また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。
- 公益法人の行う収益事業については、公益目的を実現するための付随的な活動として認められるものであるから、その規模は過大なものであってはならず、その支出規模は可能な限り総支出額の2分の1以下にとどめるべきである。
- これは、公益法人の実態から見て、収益事業に比重がかかりすぎれば、公益事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫するおそれがあり、更に収益事業経営が悪化すれば、公益法人の運営自体が困難になる危険性をはらんでいるためである。また、収益事業はあくまで付随的な事業であるが、それに対する支出規模が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難なものと思われる。
- したがって、長期の借入を行ってまで収益事業を行うことは適当でなく、長期的投資よりも利益率の低い収益事業を行うことも好ましくない。また、収益事業として行っている事業が恒常的に赤字となる場合には、その事業を中止すべきである。

### 指導監督基準等適合状況（平成14年10月1日現在）

事業費（収益事業費を除く）が総支出額の2分の1以上法人	全体：43.4%（国：49.4%、都道府県：41.4%）
収益事業費が総支出額の2分の1以下法人	全体：97.6%（国：98.7%、都道府県：97.2%）

### NPO法運用方針

- (2) 特定非営利活動に係る事業  
認証基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

### 運用指針

- (4) また、収益事業を行う場合には、事業計画書に明らかにするとともに、区分経理を行い、その事業による支出、収入を明確にする必要がある。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。（略）

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

指導監督基準

5．財務及び会計

公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。したがって、その財務及び会計については、以下の事項に適合させるよう適切に処理しなければならない。

（1）原則として公益法人会計基準に従い、適切な会計処理を行うこと。

運用指針

（1）公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として昭和52年3月に公益法人監督事務連絡協議会により、公益法人会計基準が決定されたが、昭和60年10月、連絡会議において改正が行われ、昭和62年度から実施している。

（2）そこで、会計基準自体に定める例外を除き、すべての公益法人においてこの会計基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（会計の原則）

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとする。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

### 3. 判断要件のあり方 (2) 法人の事業に係る判断要件 ( 収益的な事業の業種について )

指導監督基準

#### 2. 事業

(6) 公益法人が収益事業 ( 付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。 ) を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

業種

収益事業の業種としては、公益法人としての社会的信用を傷つけるものではないこと。

運用指針

収益事業の業種については、公益法人としての社会的信用を損なうものであってはならない。これは、付随的に行う収益事業であっても、公益法人が社会的信用を損なう事業を行った場合には、公益法人全体の社会的信用を傷つけ、公益活動を行う上で大きな障害となるおそれがあるためである。

また、将来の公益活動を阻害するおそれがあるため、リスクの大きい収益事業を行ってはならない。

収益事業の業種として適当でないものとしては、次のようなものがある。

i) 風俗関連営業、 ) 高利の融資事業、 ) 経営が投機的に行われる事業

### 3. 判断要件のあり方 (2) 法人の事業に係る判断要件 ( 公益的な事業以外の事業に伴う利益の公益的な事業への使用について )

指導監督基準

#### 2. 事業

(6) 公益法人が収益事業 ( 付随的に収益を目的として行う事業をいう。以下同じ。 ) を行う場合にあっては、当該事業は次の事項のすべてに適合していなければならない。また、公益事業の推進に資するものでなくてはならない。

利益の使用

収益事業の利益は、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き公益事業のために使用することとし、公益事業のために使用する額は可能な限り利益の2分の1以上とすること。

運用指針

収益事業からの収入については、当該法人の健全な運営のための資金等に必要な額を除き、公益事業のために積極的に用いられなければならない。

公益法人が収益事業を行うことが認められるのは、あくまで公益目的を実現するための手段であるから、収益事業からの利益の大部分を収益事業の拡張のために投資したり、収益事業活動の一環として運用することは適当ではない。また、収益事業からの利益は、法人の健全な運営に必要な額以上を管理費や資産拡大のために充当すべきではなく、公益事業のために積極的に用いる必要があり、公益事業のために使用する額は可能な限り2分の1以上とする必要がある。

ところで、収益事業は通常、特別会計とし、その利益は収益事業のために用いられる部分を除き、一般会計への繰入金として移替えられるが、この額のうちどの程度が公益事業に用いられたかを判断するのは困難である。したがって、例えば、前年度と比較して収益事業の利益の増加があった場合、その増加額に見合って公益事業費が拡大しているか、あるいは公益事業用の資産に変えられているか等の諸事情を見て、公益事業のために用いられているかどうかを判断する必要がある。

特定非営利活動促進法 ( 平成十年法律第七号 ) ( 抄 )

( その他の事業 )

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業 ( 以下「その他の事業」という。 ) を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 ( 略 )

NPO法運用方針

(3) その他の事業

認証基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰入れられていること。

3 . 判断要件のあり方 ( 2 ) 法人の事業に係る判断要件 ( 活動実績を踏まえた判断について )

N P O 運用方針

( 2 ) 特定非営利活動に係る事業

報告徴収等の対象となり得る監督基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度連続して総支出額の3分の1以下である場合。

( 3 ) その他の事業

報告徴収等の対象となり得る監督基準

その他の事業の収益が、2事業年度連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。

( その他関連する指導監督基準等については、3 . 判断要件のあり方の ( 2 ) ~ に係る参照資料に記載 )

### 3. 判断要件のあり方 (2) 法人の事業に係る判断要件 ( 受入寄付金について )

#### 【いわゆるパブリックサポートテスト】

多くの者から一定以上の寄附金や助成金を受けていること

$$\frac{\text{寄附金, 助成金, ( 寄附金の性質を有する ) 会費}}{\text{総収入金額 ( 寄附金, 助成金, 会費, 事業収入等 )}} = \frac{1}{5}$$

- 注 1. 「5分の1」の割合は、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に認定申請書を提出する場合に適用（原則「3分の1」）。
2. 分母・分子には、国等又は我が国が加盟している国際機関からの補助金等及び受託事業収入は含めない。
3. 分母・分子には、1者から受け入れた寄附金で、年間の合計が1,000円未満のものは含めない。
4. 分子には、1者から受け入れた寄附金の額の合計額のうち、受け入れた寄附金の額の総額の5%を超える部分の金額は含めない。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第三十九条の二十二の二 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 直前二事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合が三分の一以上であること。

イ 総収入金額から国、地方公共団体又は我が国が加盟している国際機関の補助金、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額

ロ 受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の百分の五を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

二・三 （略）

四 その事業活動に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ～ハ （略）

ニ 受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

ホ・ヘ （略）

五～九 （略）

2～10 （略）

11 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする法人が平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に第二項の申請書を提出した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号中「三分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

## その他

内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十八年総理府令第三号）（抄）  
（設立許可の申請）

第二条 民法第三十四条の規定により、内閣総理大臣の許可を受けて法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）は、次に掲げる書類を添えた設立許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 設立趣意書
  - 二 定款又は寄附行為
  - 三 財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類、財産の寄附申込書並びに財産となるべきものの権利及び価格を証する書類
  - 四 設立当初の事業年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書
  - 五 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」といい、設立者が法人（商法 その他の特別法に基づく法人を含む。）である場合にあつては、定款又は寄附行為とする。）
  - 六 理事及び監事となるべき者の履歴書及び就任承諾書
  - 七 設立の準備のために行なつた会議の議事録の謄本
  - 八 社団にあつては、社員となるべき者の名簿
  - 九 設立許可の申請の際、すでに申請に係る事業を行なっているものにあつては、申請前おおむね二年間における事業活動の概要を記載した書類及び当該期間における収支決算書
  - 十 事業実施にあたり行政庁の許可、認可等を要するものがあるときは、当該許可、認可等のあつたことを証する書類又はその申請の状況を明らかにした書類
  - 十一 設立者の代表者又は代理人による申請の場合にあつては、その権限を証する書類
  - 十二 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が特に必要と認める書類
- 2 前項の規定により提出する書類には、副本一通を添えなければならない。



特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）（抄）

（設立の認証）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令（前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項及び第四十四条の二を除き、以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（抄）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第三十九条の二十二の二 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 直前二事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合が三分の一以上であること。

イ 総収入金額から国、地方公共団体又は我が国が加盟している国際機関の補助金、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額

ロ 受け入れた寄附金の額の総額（以下この項において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額の百分の五を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

二 直前二事業年度等における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として財務省令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして財務省令で定める者（以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（対価を得ないで行われるものその他財務省令で定めるものを除く。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動

ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域として財務省令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者その他その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（第五号において「資産の譲渡等」という。）を除く。）

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 役員又は社員の数のうちに次に掲げる者の数の占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

（１）親族関係を有する者及び財務省令で定める特殊の関係がある者（（２）において「親族等」という。）

（２）特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（当該法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数の百分の五十以上の株式（出資を含む。）の数を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める特殊の関係のある者を含む。）並びに当該法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ハ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として財務省令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項第二号に規定する次に掲げる活動を行っていないこと。

（１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

（２）政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

（３）特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対すること。

- その役員、社員、従業員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と財務省令で定める特殊の関係がある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして財務省令で定める要件を満たしていること。
    - 八 事業費の総額のうち特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の額の占める割合が百分の八十以上であること。
      - 二 受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
    - ホ～ヘ （略）
  - 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
    - イ 特定非営利活動促進法第二十八条第二項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等
    - ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
    - ハ 前号ホ又はへの規定により提出した書類の写し
    - ニ 収入の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類
    - ホ 第三項第四号に掲げる書類
  - 六 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
  - 七 当該法人の第二項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日（事業年度の定めがない場合には、当該申請書を提出した日を含む年の一月一日）において、その設立の日以後一年を超える期間（当該法人が法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けている法人である場合には、当該認定に係る直前二事業年度等の最後の事業年度の翌事業年度開始の日又は最後の年の翌年の一月一日以後二年以上の期間）が経過していること。
  - 八 法第六十六条の十一の二第三項の認定に係る申請の際、当該法人に係る特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁の当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付を受けていること。
  - 九 直前二事業年度等において、第三号、第四号イからニまで、第五号及び第六号に掲げる要件（当該法人に係る法第六十六条の十一の二第三項の認定が最初のものである場合には、第五号に掲げる要件を除く。）を満たしていること。
- 2 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地又は納税地
  - 二 代表者の氏名
  - 三 その設立の年月日
  - 四 申請者が現に行っている事業の概要
  - 五 その他参考となるべき事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 直前二事業年度等の特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等
  - 二～五 （略）
- 4 第一項及び前項に規定する直前二事業年度等とは、当該法人の第二項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日前二年内に終了した各事業年度（事業年度の定めがない場合には、当該申請書を提出した日を含む年の前年以前二年の各年）をいう。
- 5～11 （略）